

平成30年1月5日

司法修習生 各位

東京地方裁判所事務局総務課長 早稲田 浩

災害時における実務修習地への連絡方法について（事務連絡）

大規模地震発生時は、平成29年12月4日付け司法研修所事務局長事務連絡のとおり各クラスの担当教官に連絡するほか、実務修習中においては、実務修習地の裁判所に下記の方法により連絡してください。

記

1 連絡方法

以下のアドレス宛てに各自の携帯電話等から連絡する。

アドレス

件名の記入ルール

【記載例】件名

本文

2 注意事項

(1) 上記連絡先を外部に漏らすことのないよう、取扱いは十分に注意すること

(2) 連絡に使用する機器のウィルス感染には普段から注意すること

(3)

(4) 上記連絡先は、大規模地震が発生したときのみ用い、通常時の連絡先とはしないこと

注 大規模震災とは、東京配属の修習生は東京23区、立川支部配属の修習生に
あっては立川市における震度が報道発表で6弱以上の地震をいう。